

船舶事故等調査報告書

平成25年9月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第142号
事故等種類	漁網損傷
発生日時	平成24年6月18日 19時50分ごろ
発生場所	香川県多度津町多度津港西方沖
事故等調査の経過	平成24年8月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 互光丸、199トン 136121、互光汽船有限公司 B 漁船 第11幸正丸、6.6トン KA2-1310（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級海技士（航海） B 船長B、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A なし B 漁網が切損
事故等の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、鋼材約778tを積載し、船長Aほか1人が船橋当直に就き、船首約2.9m、船尾約4.2mの喫水で多度津港西方沖を北東進中、船長Aが、前方に多数の灯火を認め、減速したが、平成24年6月18日19時50分ごろB船の流し網を通過して同網を切損した。 船長Aは、B船からの呼び掛けで流し網に接触したことに気付いた。 B船は、船長Bほか1人が乗り組み、多度津港西方沖で長さ約1,000mの流し網を南北方向に展張した後、漂泊して操業中、船長Bが、接近して来るA船に気付いたので、網の南側へ誘導するために黄色回転灯を点灯してA船に接近し、止まれと大きな声を掛けたが、A船から反応がなく、A船がB船の流し網に接触した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約184cm 日没時刻：19時20分ごろ
その他の事項	船長Aは、本事故発生場所付近で操業している流し網漁船を見たのは初めてであった。 B船の流し網は、網の北端に紅色の標識灯を、南端に緑色の標識灯をそれぞれ1個点灯していた。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A 船は多度津港西方沖を北東進中、B 船は多度津港西方沖で漂泊して操業中、A 船が、B 船の流し網に気付かずに航行したことから、同網を損傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、多度津港西方沖において、A 船が北東進中、B 船が漂泊して操業中、A 船がB 船の流し網に気付かずに航行したため、発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前路に操業中の流し網を認めたときには、大きく避航すること。 ・ 他船に注意喚起等を行うときは、汽笛等を適切に使用すること。 ・ 流し網には中間標識灯を設置することが望ましい。